

# 中小企業等経営強化法に基づく 経営革新計画

## 申請から承認までの流れ

### ①相談 ～ 計画策定

申請の時期を見据え、早めにご相談ください。

奈良県産業振興総合センターでは、計画策定のポイントなどについて、アドバイスを実施しております。(ご相談の際は、事前にご予約をお願いします。)

- ・商工会議所、商工会等の経営革新計画等支援機関においても相談を受け付けています。
- ・経営革新計画の承認申請書(様式)は、奈良県産業政策課ホームページからダウンロードをお願いします。

### ②申請

27年度から申請書の  
提出先を変更し  
ております。

申請書に必要書類を添えて奈良県産業政策課に提出してください。

評価等委員会開催日の2週間前までに受理した申請が審査の対象となります。開庁日の午前9時～午後5時の間に、持参により提出してください。(郵送不可)受付時にヒアリングを実施しますので、事前に産業政策課にご予約をお願いします。

※評価等委員会は年4回(5月中旬、8月下旬、11月中旬、2月上旬)の開催を予定しています。詳細日程については、奈良県産業政策課ホームページでご確認ください。

事業計画の実行にあたり、必要となる法令上の許認可等について関係行政機関等への確認を行います。

### ③評価委員会での審査

奈良県経営革新計画評価等委員会において、審査を行います。

評価等委員会では申請者(代表者に限る。)に、事業計画のプレゼンテーション(10分)・質疑応答(15分)を行っていただきます。

### ④承認(不承認)の通知

計画の承認(又は不承認)を県知事が申請者あて通知します。

### ⑤計画の実施

承認を受けた経営革新計画に沿って、事業を実施していただきます。

承認計画の実施にあたっては低利融資や特許関係料金の減免など様々な支援策の対象となります。

(ただし、支援策の利用にあたっては、計画の承認とは別に支援策毎に各機関の審査が別途必要となります。)

- ・承認企業には、承認後フォローアップ調査等にご協力いただきます。
- ・承認後、事業計画に変更が生じた場合はご相談ください。

お問い合わせ先

【計画内容のご相談】

奈良県産業振興総合センター 創業・経営支援部 経営支援課 0742-33-0817

【申請書の提出先、承認手続に関すること】

奈良県産業政策課 0742-27-7005